

令和8年度鞍手町議会第2回定例会会議録（第1号）						
招集場所	鞍手町役場議事堂					
開閉会 日時及び宣告	開 会 開 議			議 長		
	令和8年3月4日 午前10時00分			的野信之		
	閉 会 開 議			議 長		
	令和8年3月4日 午前11時33分			的野信之		
出席及び 欠席議員	議席 番号	氏 名	出欠 の別	議席 番号	氏 名	出欠 の別
	1	許斐英幸	出	11	栗田美和	出
	2	田中二三輝	出	12	西藤典子	出
	3	星正彦	出	13	篠原哲哉	出
	4	宇田川亮	出			
	出席 13人	5	野口美恵子	出		
	欠席 0人	6	新谷留晴	出		
	欠員 0人	7	的野信之	出		
		8	石井大輔	出		
		9	許斐潤一郎	出		
	10	有働徳仁	出			
会議録署名議員	1	許斐英幸		2	田中二三輝	

職務出席	議会事務局長	武谷朋視	出	議会事務局次長	寺本理恵	出
地方自治法 第121条 により説明 出席者の 職氏名	町長	岡崎邦博	出	副町長	折尾敬敏	出
	教育長	外園哲也	出	総務課長	梶栗恭輔	出
	まちづくり課長	高橋奈美江	出	管財課長	石田正樹	出
	税務保険課長	石田克	出	住民環境課長	大村俊夫	出
	福祉人権課長	田鶴原竜二	出	健康こども課長	沼野葉子	出
	産業振興課長兼農業委員会事務局	柴田隆臣	出	都市整備課長	神谷徹	出
	会計課長	小長光弘平	出	上下水道課長	西生卓矢	出
	教育課長	森永健一	出			
議事日程	別紙のとおり					
付議事件	別紙のとおり					
会議経過	別紙のとおり					

令和8年 第2回 鞍手町議会定例会 議事日程

3月4日 午前10時開議

第1号

- 日程第1 会議録署名議員の指名
- 日程第2 会期の決定
- 日程第3 町長の施政方針表明
- 日程第4 人権擁護委員候補者の推薦に関する協議
- 日程第5 議案第3号 鞍手町過疎地域持続的発展計画の策定
- 日程第6 議案第4号 鞍手町一般職の任期付職員を採用等に関する条例
- 日程第7 議案第5号 鞍手町特定乳児等通園支援事業の運営に関する基準を定める条例
- 日程第8 議案第6号 鞍手町いじめ防止等対策推進条例
- 日程第9 議案第7号 鞍手町附属機関設置条例の一部を改正する条例
- 日程第10 議案第8号 鞍手町特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例
- 日程第11 議案第9号 鞍手町職員の旅費に関する条例の一部を改正する条例
- 日程第12 議案第10号 道路法施行令の一部を改正する政令の施行に伴う関係条例の整理に関する条例
- 日程第13 議案第11号 鞍手町国民健康保険税条例の一部を改正する条例
- 日程第14 議案第12号 鞍手町隣保館設置及び管理条例の一部を改正する条例
- 日程第15 議案第13号 鞍手町乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例
- 日程第16 議案第14号 鞍手町火入れに関する条例の一部を改正する条例
- 日程第17 議案第15号 専決処分承認（令和7年度鞍手町一般会計補正予算 第6号）
- 日程第18 議案第16号 令和7年度鞍手町一般会計補正予算（第7号）
- 日程第19 議案第17号 令和7年度鞍手町国民健康保険事業特別会計補正予算（第4号）
- 日程第20 議案第18号 令和7年度鞍手町後期高齢者医療特別会計補正予算（第3号）
- 日程第21 議案第19号 令和7年度鞍手町住宅新築資金等特別会計補正予算（第2号）
- 日程第22 議案第20号 令和7年度鞍手町かんがい施設維持管理運営費特別会計補正予算（第2号）
- 日程第23 議案第21号 令和8年度鞍手町一般会計予算
- 日程第24 議案第22号 令和8年度鞍手町国民健康保険事業特別会計予算
- 日程第25 議案第23号 令和8年度鞍手町後期高齢者医療特別会計予算
- 日程第26 議案第24号 令和8年度鞍手町住宅新築資金等特別会計予算
- 日程第27 議案第25号 令和8年度鞍手町かんがい施設維持管理運営費特別会計予算
- 日程第28 議案第26号 令和8年度鞍手町谷山池パイプライン水利施設維持管理運営費特別会計予算
- 日程第29 議案第27号 令和8年度地方独立行政法人くらて病院貸付金等特別会計予算
- 日程第30 議案第28号 令和8年度鞍手町水道事業会計予算
- 日程第31 議案第29号 令和8年度鞍手町下水道事業会計予算
- 日程第32 議案第30号 鞍手町立小学校統合整備事業設計・施工請負契約の変更（第1回）
- 日程第33 議案第31号 鞍手町道路線の変更

令和8年3月4日 3月定例会を開会した。

~~~~~○~~~~~  
—— 開議 10時00分 ——

**○的野信之議長**

ただ今から、令和8年 第2回鞍手町議会定例会を開会します。

町長より行政報告の申し出がありますので、これを許可します。町長。

**○岡崎邦博町長**

議長より、行政報告のお許しを頂きましたので、宮若市外二町じん芥処理施設組合の組合長の変更について、ご報告を申し上げます。

じん芥処理施設組合で発生したハラスメント事案について、令和8年2月10日に、宮若市外二町じん芥処理施設組合ハラスメント事案に関する第三者委員会より、調査報告書が提出されました。その報告書の中で、私に対する13件の申し立ての内、5件がハラスメントに該当すると認定されました。この調査報告を受け、じん芥処理組合の組合長について、令和8年2月13日付で私は組合長を退任し、新たに小竹町の井上町長が組合長に就任されましたのでご報告申し上げます。

引き続き本組合運営の適正かつ円滑な推進に努めていく所存でありますので、議員各位におかれましては、今後とも変わらぬご理解とご協力を賜りますようお願い申し上げます。

今回の件で、新聞等で報道されご心配をお掛けしましたことに関しまして心よりお詫び申し上げます。

**○的野信之議長**

以上で行政報告を終わります。

まず、町長より提出されております「専決処分報告（隣保館施設整備事業 舟川隣保館建設工事請負契約の変更（第2回）」、「鞍手町人権教育・啓発基本計画」「鞍手町新型インフルエンザ等対策行動計画」「鞍手町立小学校統合整備事業 実施設計業務の完了について」及び監査より提出されております「例月 現金出納 検査報告書」並びに「定期監査 結果報告書」をお手元に送信していますのでご確認下さい。

これより日程に入ります。

日程第1、会議録署名議員の指名を行います。会議録署名議員は、会議規則第125条の規定により、議長において、1番議員 許斐英幸議員及び、二番議員 田中二三輝議員を指名します。

次に、日程第2 会期の決定を議題とします。今期 定例会の会期は、本日から3月18日までの15日間にしたいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。よって、会期は本日から、3月18日までの15日間に決定しました。

**○的野信之議長**

次に、日程第3 町長の施政方針表明の説明を求めます。町長。

#### ○岡崎邦博町長

令和8年第2回鞍手町議会定例会の開会にあたり、今回提案いたします諸議案の提案理由の説明に先立ちまして、町政運営に関する私の基本的な考えと主要施策の概要について、これまでの取り組みを振り返りながら令和8年度の施政方針を申し述べます。

なお、令和8年度の施政方針及び予算編成につきましては、私の町長としての任期が本年9月8日までとなっておりますが、行政の継続性や住民福祉サービスの停滞を招くことがないよう、これまで取り組んできました事業の継続や事務の効率化、町民福祉の向上に欠かせない新たな事業にも取り組む方針をお示しするところでございます。

まず、令和8年度は、私にとりまして現任期の最終年度に当たります。この4年間、人口減少対策、地域公共交通の維持、防災・減災対策の強化、子育て・教育環境の充実、地域経済の活性化など、町の重要課題の解決に向け全力で取り組んでまいりました。

任期の節目を迎える来年度は、これまで取り組んできた施策の確実な実行と総仕上げを図るとともに、将来の鞍手町の持続的発展に向けた次の基盤づくりに取り組む重要な1年となります。引き続き、町民福祉の向上を最優先に責任を持って町政運営にあたってまいります。

はじめに、町を取り巻く社会情勢について述べさせていただきます。

次に、町政運営に関する基本的な考えにつきましては、本年度からスタートした第6次鞍手町総合計画の取組を踏まえ、その概要を述べさせていただきます。次に2期目の主要施策について、これまでの取組を振り返りながら施政方針を申し上げます。

まず、町を取り巻く社会情勢につきましては、わが国全体において、急速な少子高齢化と人口減少という構造的課題に直面しております。都市部への人口集中が続く一方、地方においては地域経済の縮小や担い手不足など、その影響は顕著であり、労働力人口の減少や地域コミュニティの衰退など、さまざまな課題が顕在化しております。本町におきましても例外でなく、人口減少対策と子育て支援の充実、若い世代の定住促進は、喫緊の課題であります。

また、世界的な経済情勢の影響を受けた物価高騰は、町民生活や地域経済に大きな影響を及ぼしており、食料品やエネルギー価格の上昇は家計負担を増大させ、事業者にとっても経営環境の厳しさが続いております。加えて、金融政策の転換に伴い、金利動向にも変化が見られております。金利の上昇は、住宅ローンや事業者の資金調達に影響を与えるほか、地方公共団体においても地方債の借入や公債費負担に影響を及ぼす可能性があり、今後の金利動向を注視しながら、計画的な財政運営に努めていかなければなりません。

一方、デジタル化の進展や社会構造の変化により、行政サービスのあり方も大きく変わろうとしております。本町においても住民サービスの利便性向上と行政運営の効率化を図りながら、社会情勢の変化を的確に捉え、健全な財政基盤を維持し、町民生活の安定と地域の活力向上に持続可能な行財政運営を進めていくことが必要であると考えます。

次に、本町の町政運営に対する基本的な考えとしましては、本年度を起点とした最上位計画である第6次鞍手町総合計画を基本とし、その将来像「ひとが輝き 笑顔あふれる ふれあいのまち くらて」の実現に向け、各分野の施策を総合的かつ計画的に推進してまいります。

総合計画には、「生まれてから一生涯を応援するまちの実現」ひとが集い笑顔があふれるまちの実現」「魅力的で住みよいまちの実現」「まちを支え、ひとを育む地域産業の実現」の4つの基本目標を掲げております。現在、本町は人口減少や少子高齢化の進行、物価高騰、金利動向の変化など、厳しい社会経済情勢の中にあります。こうした状況に的確に対応するため、総合計画に掲げる基本目標を指針とし、施策の重点化と限られた財源の効果的・効率的配分により取り組みを推進してまいります。特に、人口減少対策は、喫緊の課題であるため、子育て支援や教育環境の充実、移住定住の促進、地域経済の活性化などを総合的に推進してまいります。

また、安全・安心な生活基盤の整備や公共施設の適正管理などを通じ、将来世代にとって責任ある持続可能な町政運営を進めるため、総合計画を町政運営の羅針盤とし、画を着実に進めてまいります。

それでは、2期目の就任の際に「未来に続く持続可能な町を目指して」として掲げた1、安全・安心な鞍手町に 2、明るく元気な鞍手町に 3、人と地球にやさしい鞍手町に、の3つの目標について、それぞれの主要施策の概要と取り組みを振り返りながら令和8年度の施政方針を申し述べます。

1. 安全・安心な鞍手町に。私は、町長就任にあたり、「安全・安心な鞍手町に」を町政運営の第一の柱として掲げて参りました。町民の生命と財産を守ることは、行政の最も基本的な責務であります。その実現に向け、様々な取り組みを推進してまいりました。

まず、「新型コロナウイルスへの速やかな対応」についてです。

新型コロナウイルスの感染者が、2020年1月に国内で初めて確認されてから6年が経過しました。その間、国の新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金を活用し、子育て世帯やひとり親世帯へ臨時特別給付金の給付や水道基本料金の減免、中小企業の事業者の皆さまに向けては支援金10万円の一律給付や7万5千円を上限としての家賃補助、さらには小中学校給食費の減免措置やゴミ袋の無償配布など町独自の支援策にも取り組んでまいりました。

現在は、初期の頃のような混乱はなく、落ち着いてきましたが、今後も新たな感染症への備えを怠らず、安全・安心に暮らせるまちづくりに努めてまいります。

次に、「災害に強い役場新庁舎の建設」についてです。

令和7年1月6日に町議会をはじめ関係各位のご理解とご協力を得て、無事、この新庁舎の開庁を迎えることができ1年が経過しました。

近年の自然災害の激甚化を踏まえ、防災拠点としての機能を備えた新庁舎は、開かれた行政として町民が日常的に集える交流拠点としての役割も兼ね備えています。

今後も町民の安全確保と迅速な復旧対応を可能とする体制を整えてまいります。

次に、「本町交差点と周辺歩道の整備」についてです。

一般県道新延・植木線歩道設置工事につきましては、令和6年度から本格的な歩道の設置工事が開始され、本町交差点を挟んだ南側の歩道が整備されました。今後、北側の歩道整備についても県と連携しながら事業を実施し、地域住民の安全の確保に努めてまいります。

次に、「六田川や西川など治水対策を推進」についてです。

西川改修事業につきましては、県事業として平成22年度から取り組んでいるところです。工事の進捗状況といたしましては、令和6年度末で、全体の約69%が完了しております。残りの工事につ

きましても、令和12年度末までに全体工事の竣工に向けて県と連携を図りながら取り組んでいくこととしております。

六田川の治水対策につきましては、これまで国・県から技術的指導や助言をいただきながら、流域治水の観点からの治水対策について現地周辺の状況分析を行ってきました。

今後も継続的に国・県に対して事業化への要望活動を行うとともに、地権者の理解が得られるよう努めてまいります。

次に、「地域や個人のタイムライン作成と避難訓練の実施」についてです。

本町におきましては、いざというときに慌てずに行動ができるよう、自身の家族構成や生活環境にあわせて、避難をするべきタイミングや安全な避難行動を事前にまとめることができる「マイ・タイムライン」の様式を作成し、各自で利用できるように広報やホームページで周知を行っております。

また、令和7年度においては、災害への対応を意識し、町制施行70周年記念式典等の際に防災グッズやマイ・タイムライン作成用紙を配布し、地域防災力の向上を図っております。

また、避難訓練につきましては、大規模災害時に備えて自主防災組織の地域住民が中心となり行っております。加えて避難行動要支援者への安全で迅速な支援を行うことができるよう、毎年、国の災害対策基本法に基づく避難行動要支援者名簿を提出していただき、災害時に円滑で安全な避難支援を行うため、平常時から関係機関に名簿を提供し、情報を共有しております。

今後も関係機関や自主防災組織との連携を図りながら、避難訓練の実施も含め取り組みを進めてまいります。

次に、「小学校統合後の跡地や廃止された公共施設の利活用と避難所再配置の計画策定」についてです。人口減少を見据えた公共施設の適正配置を進める中で、小学校統合後の廃止施設については、防災機能の確保も含めた利活用方針を定めていかななくてはなりません。

災害時における避難所の確保や選挙の際の投票所等での利用を踏まえた検討が必要であるとともに、さらなる人口減少・少子高齢化の時代を踏まえ、10年、20年先の姿をしっかりと見据えながら検討する必要があります。

今後、財政面に主眼を置いた行財政改革を推進する中で、特に公共施設には、長期的な視点に立った総量の適正化や再配置、管理、運営手法の見直しを進め、老朽化への対応や更新費用の増加といった課題にも対応してまいります。

次に、目標の2つ目は「明るく元気な鞍手町に」であります。

人口減少や少子高齢化が進む中であっても、未来を担う子どもたちが夢を持ち、高齢者が生きがいを感じ、すべての世代が活躍できるまちづくりを進めることが、町の活力につながるものと考えております。

はじめに、「子どもたちが楽しく学べる小学校の建設」についてです。

統合小学校の建設に向けては、令和6年度に基本設計業務に着手し、令和7年度より実施設計に移行しております。統合小学校においては、新しい学びの環境整備を進めており、安全性はもとより、子どもたちが主体的に学び、互いに切磋琢磨できる教育環境を整えることにより、未来を担う人材を育成していけるよう、令和10年4月の開校に向けて、引き続き円滑に事業を進めてまいります。

次に、「ICTを活用した教育DXの推進」についてです。

令和2年度より小中学生一人1台のタブレット端末を配布し、令和4年度には電子黒板や大型モニターを導入して教育DXを進めてまいりました。令和5年度より小学校児童の基礎学力向上を目指して、タブレット端末を活用した百マス計算、タイピング英単語やプログラミング学習を実施しております。

令和2年度に配布したタブレット端末は、今年度、更新をしておりますが、今後もタブレット端末やデジタル教材の活用をはじめ、ICTを活用した教育DXを推進し、最適な学びの充実を図り、時代に即した教育環境の整備により、子どもたちの可能性を広げてまいります。

次に、「高齢者や若者・子どもが集える地域交流拠点や地域サロンの整備」についてです。高齢者の地域交流拠点としての「通いの場」が令和4年度より小学校区単位を基本に7か所で、月1回から2回のペースで開催されております。今後も「通いの場」の設置を望む地域があれば、設置に向けて支援してまいります。

また、若者や子どもが集える場として、子ども食堂が町内に2箇所で開催されております。子どものみならず、その家族や地域の方たちが参加し、交流の場として食事をしながら会話を楽しんでおり、令和7年度は、補助金制度を創設し、実施団体の事業開設のための経費や運営費に対する支援を行っております。今後も、子ども食堂に対する支援を継続し、子どもの居場所づくりに努めてまいります。

次に、「地域運営組織を形成し地域コミュニティを醸成」についてです。

現在、町の自治組織の加入率が低下し続けており、令和7年12月現在で41.2%となっております。自治組織といえども加入者が少なくなることで、自治会の運営が維持できなくなり、同時に地域のつながりが希薄になれば、地域コミュニティの崩壊に繋がりがかねません。

令和7年度は、町民を対象としたアンケート調査と分析を行いました。新年度においては、鞍手町にとってどのような形での地域運営組織が望ましいかを検討するための講座やワークショップを開催する予定としており、その予算についても計上させていただいております。

次に、「誰一人取り残さないデジタル化の推進」についてです。

デジタル化の推進については、DX推進計画に基づき、誰もが安心・安全・便利につながるスマートタウンを目指し、取り組みを推進しております。令和6年度には、デジタル化を享受できる住民サービスの向上を目指し、窓口での申請手続きにマイナンバーカードを活用した「書かない窓口」を新庁舎の開庁と併せて開始し、窓口の効率化に寄与しております。

また、デジタルデバイド対策としては、令和5年度から主に高齢者へのデジタル支援としてスマホ教室を開催しており、人気の講座となっております。

加えて、同じく令和5年度には、SNSを活用した情報発信、行政サービスのオンライン化を可能としたLINE庁舎も導入しており、情報発信にとどまらず、チャットボットによる問い合わせや各種申請事務などを行えるように、随時機能を追加しているところです。

今後も住民サービスの向上を目指し、誰一人取り残さないデジタル社会の実現に努めてまいります。

次に、「地域おこし協力隊による町の魅力発信と地域の活性化」についてです。

本町におきましては、令和7年1月に本町初となる地域おこし協力隊を任命することができまし

た。隊員の業務としては、主にSNS等による町の情報発信に取り組んでおり、町のあちこちに出かけ、自身の目で町を観察し、行政の立場からは発信しづらい魅力の発信や毎月の広報紙に掲載している「クラトピ」のコーナーにおいて、町で活躍している人を紹介する等さまざまな形で情報発信に努めていただいております。また、移住・定住に関するフェアにも参加し、情報発信にも努めていただいております。

今後も地域おこし協力隊を活用し、まちの活性化につなげていきたいと考えております。

次に、「部活動を地域の指導者に委ねるとともに多様な世代が参加できるスポーツの環境整備」についてです。

現在、鞍手中学校では、各部活動のうち、教員が指導をしている部もありますが、多くの部活動で地域の方が部活動指導員としてコーチとなり指導をされています。その成果として好成績を収めている運動部が数多くあります。

しかし、文部科学省は教員の働き方改革の中で、長時間労働を解消する手段として、運動部については地域スポーツクラブのような場所で活動することを推進しております。実際に中学校体育連盟の大会ではスポーツクラブに加入している中学生の参加を認めています。

総合型地域スポーツクラブのように多様な世代がスポーツを楽しめるようなクラブを作りたいという思いはありますが、実現に向けた課題も多いことから、慎重に検討を進めてまいります。

中学校の部活動は、現在、外部指導員の方たちにコーチをお願いしておりますが、文部科学省の方針に沿って部活動の地域展開に向けて、鞍手町部活動地域展開推進協議会を設置し、検討していくこととしております。

次に、「企業誘致と産業の振興」についてです。

企業誘致と産業の振興については、現在、福岡県と直方市、鞍手町の3者で県の広域事業として、直方・鞍手工業用地の造成工事が進められており、令和8年秋ごろに分譲開始、令和9年3月末の工事竣工が予定されております。この直方・鞍手工業用地の造成工事に併せて、新たな県道整備も進められており、鞍手インターチェンジへのアクセスが向上することにより、本町を訪れる人や物流の流れが大きく変化し、地域経済に新たな活気が生まれるものと考えております。

今後は、鞍手インターチェンジなど交通アクセスの優位性を活かし、ポテンシャルの高さを発信しながら産業の振興に努めてまいります。

次に、「農産物の地産地消と特産品の開発」についてです。

鞍手町の基幹産業である農業は、米、麦、大豆を主とした土地利用型農業が中心であり、野菜や果樹などの園芸作物の生産量は多いとは言えません。現状では、一部の野菜において地産地消の取り組みが進められていますが、十分な成果とは言い難い状況です。

現在は、学校給食で提供しているご飯は、事業者から購入しておりますが、令和10年開校予定の統合小学校に整備される給食設備は、米飯給食に対応できる仕様であるため、開校後は鞍手産のお米を使用したご飯を給食で提供できることが期待されております。

特産品の開発については、鞍手産の山田錦を使用した大吟醸酒「東洋美人」が、ふるさと納税の返礼品として好評をいただいているところであります。

今後も新たな特産品の開発に努めてまいります。

次に、「空き家対策と移住定住策をマッチングして取り組む」についてです。

移住定住策については、平成24年1月より鞍手町に定住することを目的に住宅を取得する方に対して、年間15万円までを上限として10年間の定住促進奨励金を交付してきました。その結果、移住者が増加傾向にあり、人口の減少が以前よりも緩やかになってきております。

空き家対策については、空き家は鞍手町だけでなく、全国的に増加傾向を示しており、町としてもその対策を急がなくてはなりません。中でも、状態が良く、まだ十分に居住可能な空き家は中古住宅として市場に流通させることにより、移住・定住の受け皿になることも期待できます。

今後も空家バンクへの登録を空き家所有者に促すとともに、有効な手立てを拡充し、空き家の減少と移住者の増加に繋がるよう努めてまいります。

目標の3つ目は「人と地球にやさしい鞍手町に」であります。

まず、「再生可能エネルギーを推進し脱炭素社会を目指す」についてです。

本町におきましては、令和3年3月3日に「ゼロカーボンシティ宣言」を行い、これまでに「脱炭素化推進戦略」の策定や「公共施設への再生可能エネルギー導入可能性調査」などに取り組み、新庁舎だけでなく、古月保育所の屋上にも太陽光発電設備を導入して発電することに取り組んできました。また、これから整備する統合小学校にも太陽光発電設備を導入する計画です。

脱炭素社会の実現に向けては、行政の取り組みだけではなく、町民や事業者の皆さまの協力も不可欠です。旗振り役として行政が率先して取り組みを進め、町全体に波及させていく必要があることから、今後も機会を捉え、再生可能エネルギーの利用や省エネ化の取り組みを推進してまいります。

次に、「がん患者が使用する医療用ウィッグ等の購入費を助成」についてです。

令和5年度よりアピアランスケア推進事業として、医療用ウィッグだけでなく、補整具等への助成にも取り組んできました。

実績については、令和5年度3件、令和6年度8件、令和7年度においては、現時点で6名の方に対して助成し、好評を得ております。

アピアランスケアについては、対象となる方の心理的負担を軽減するとともに、社会参加を促し、療養生活の質の向上に繋がる効果も大きいと考えるため、今後も制度について周知・啓発し、事業を進めてまいります。

次に、「電力の地産地消で地域を活性化」についてです。

電力の地産地消については、地域電力会社を設立し、余剰電力を安価に購入するだけでなく、太陽光による発電も行い、地域に相場よりも安く売電することで、電力の需要と供給のバランスがとれれば、理論上は事業として成り立つと考えますが、今のところ、現実的には会社設立は難しいのが実情です。今後は、町に明確なメリットが見込まれる提案があれば、慎重に検討してまいります。

次に、「地域公共交通の利便性の向上」についてです。

本町の公共交通は、すまいるバス、西鉄バス、JRが運行されていますが、利用者の減少やバスの運転手不足などにより、これまでに路線廃止や減便などの措置が取られてきました。

そこで、地域公共交通の利便性を高めるため、新たな運行サービスとして、令和6年10月にAI活用型オンデマンド交通「のるーと鞍手」の実証運行に取り組み、令和7年3月より本格運行を開始し、1台での実証運行から2台の本格運行に移行しました。

路線バスのような既存の経路や時刻表がなく、AIが予約状況に応じて配車や経路を考えて運行する効率的な乗合公共交通サービスで、実証運行の時点においても、住民のみなさんから「利便性が向上した」とのお声をいただいております。

令和8年4月1日からは、高速バスへのアクセス向上のため、直方パーキングにも乗り入れるほか、乗降地点の増設も予定しております。

今後も交通事業者並びに関係機関のご理解とご協力をいただきながら、更なる地域公共交通の充実を図っていきたくと考えております。

次に、「手話言語条例の制定」についてです。

町議会のご協力により令和4年12月に手話言語条例を制定し、令和5年4月より施行しています。令和6年度には、町の広報紙に手話講座のコーナーを設けたほか、令和7年度には、動画版の手話講座も作成し、庁舎内のデジタルサイネージやホームページ等で紹介しているところであります。

今後も手話を言語の1つであるとの認識に基づき、手話への理解を広げ、手話の普及、啓発に努めてまいります。

次に、「ごみの減量化と食品ロスの削減」についてです。

現在、本町では資源物の回収を実施する団体に対し奨励金を交付する「ごみ減量リサイクル推進補助金」や家庭から排出される生ごみを住民自らが減量することを目的とした「生ごみ処理容器購入費補助金」の交付等、ごみの減量化対策に取り組んでいます。

町職員の取り組みとしては、令和3年度より庁舎内で廃棄するごみの一部を資源ごみとして回収することにより、環境への負担を軽減する取り組みを進めています。

新たな取り組みとしては、令和7年度からリサイクル活動団体の協力を得て、資源物の拠点回収を実施しております。

また、プラスチック製品についても、令和4年4月に施行された「プラスチックに係る資源循環の促進法に関する法律」に基づき、製品プラスチックの資源化品目としての分別収集に向け調査検討を進めているところです。

食品ロスの削減については、食品ロスの半分が家庭から発生しており、住民の意識や工夫によってロスを減らすことができます。また、多くの人が集まった会食の場での食べ残しを減らすことも有効であるため、30・10運動などの啓発にも取り組んでおります。

今後もごみの減量化を進めるため、ごみの分別を啓発し、資源として活用できるごみの再資源化を促進するとともに持続可能な循環型社会の構築を目指してまいります。

最後に、「高校生までの医療費を完全無料化」についてです。

本町においては、平成28年10月より中学3年生までのすべての子どもにかかる医療費の完全無料化を実施し、令和5年10月からはその対象を高校生世代の18歳までに拡充して入院・外来診療の医療費を一部負担なく全額助成しております。

今後も引き続き、安心して子育てできる選ばれる町として子育て支援施策の充実に取り組んでまいります。

これまで申し上げました令和8年度の施政方針を着実に推進することにより、町民一人ひとりが夢や希望を持ち、潤いのある豊かな生活を安心して営むことができる町の実現に全力で取り組んで

まいります。

残る任期が6ヶ月となりましたが、今後のまちの発展につながる様々な要素を的確に捉えながら、町民の皆さまとともに活力ある持続可能なまちづくりを進めてまいります。

併せて、これまで築いてきた流れを止めることなく、職員と一丸となって課題解決に取り組み、小さくとも心豊かで、幸福度と満足度が高く、自信と誇りを持てる町の実現を目指してまいります。

町議会並びに町民の皆さまの一層のご理解とご協力をお願い申し上げ、令和8年度の施政方針といたします。

#### ○的野信之議長

以上で町長の施政方針表明を終わります。

次に進みます。日程第4、人権擁護委員候補者の推薦に関する協議を議題とします。

送信しています資料のとおり議会の意見を求められています。

これから質疑を行います。人権擁護委員候補者の推薦に関する協議について、質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

お諮りします。人権擁護委員候補者の推薦に関する協議については、会議規則第38条第3項の規定により、委員会付託を省略したいと思います。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

ご異議なしと認めます。よって、人権擁護委員候補者の推薦に関する協議については、委員会付託を省略することに決定しました。

これから討論を行います。人権擁護委員候補者の推薦に関する協議について、討論ありませんか。

(「なし」の声あり)

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから採決を行います。人権擁護委員候補者の推薦に関する協議について、原案を適当と認め、原案どおり決定し、通知することに ご異議ありませんか。

(「なし」の声あり)

ご異議なしと認めます。よって原案を適当と認めることに決定しました。

次に、日程第5、議案第3号を議題とします。提案理由の説明を求めます。町長。

#### ○岡崎邦博町長

日程第5 議案第3号につきまして提案説明を申し上げます。

日程第5 議案第3号は、鞍手町過疎地域持続的発展計画の策定であります。

本計画は、過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法に基づき、令和8年度から令和12年度までの5年間の計画期間とする本町の「過疎地域持続的発展計画」を策定するにあたり、同法第8条第1項の規定に基づき、議会の議決を求めるものであります。

本町においては、人口減少と少子高齢化が進行し、地域経済の縮小や担い手不足、公共施設の維持管理負担の増大、住民ニーズの多様化等さまざまな課題を抱えております。

こうした課題に総合的かつ計画的に対応し、将来にわたり持続可能な地域社会を構築するため、本計画を策定するものであります。

なお、この鞍手町過疎地域持続的発展計画は、令和8年2月9日付で同法第8条第7項の規定に基づく福岡県との協議が整っております。

以上が、日程第5 議案第3号の提案説明であります。

ご審議の上、ご協賛のほどよろしくお願いいたします。

#### ○的野信之議長

本案に対する質疑は後日行います。

次に日程第6 議案第4号から、日程第8 議案第6号までの3件を一括して議題とします。

提案理由の説明を求めます。町長。

#### ○岡崎邦博町長

日程第6 議案第4号から日程第8 議案第6号までの3件につきまして一括して提案説明を申し上げます。

日程第6 議案第4号は、鞍手町一般職の任期付職員の採用等に関する条例であります。

本議案は、地方公共団体の一般職の任期付職員の採用に関する法律の規定に基づき、一般職の職員の任期を定めた採用及び職員の給与の特例に関し必要な事項を定める必要があるため、新たに条例を制定するものであります。

次に、日程第7 議案第5号は、鞍手町特定乳児等通園支援事業の運営に関する基準を定める条例であります。

本議案は、令和8年度から実施する乳児等通園支援事業について、子ども・子育て支援法第54条の3において準用する第46条第2項の規定に基づき、乳児等通園支援事業を実施する事業者が、子ども・子育て支援法に基づく給付を受けるために、特定乳児等通園支援事業の運営に関する基準を定める必要があるため、新たに条例を制定するものであります。

次に、日程第8 議案第6号は、鞍手町いじめ防止等対策推進条例であります。

本議案は、いじめ防止対策推進法に基づき、いじめの防止等を図るための基本となる事項を定める必要があるため、新たに条例を制定するものであります。

以上が、日程第6 議案第4号から日程第8 議案第6号までの提案説明であります。

ご審議の上、ご協賛のほどよろしくお願いいたします。

#### ○的野信之議長

本案に対する質疑は後日行います。

次に日程第9 議案第7号から日程第16 議案第14号までの8件を一括して議題とします。

提案理由の説明を求めます。町長。

#### ○岡崎邦博町長

日程第9 議案第7号から日程第16 議案第14号までの8件につきまして、一括して提案説明を申し上げます。

日程第9 議案第7号は、鞍手町附属機関設置条例の一部を改正する条例であります。

本議案は、鞍手町の附属機関に、新たに「鞍手町いじめに関する第三者委員会」「鞍手町部活動地域展開推進協議会」及び「鞍手町いじめ問題調査委員会」を設置し、「鞍手町立小学校等建設設計候補者等選考委員会」を廃止することに伴い、鞍手町附属機関設置条例の一部について所要の改正を行うものであります。

次に、日程第10 議案第8号は、鞍手町特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例であります。

本議案は、選挙管理委員会が選任する特別職の非常勤職員のうち投票管理者および投票立会人について、投票時間内に交替する場合における報酬額を規定する必要があるため、鞍手町特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部について所要の改正を行うものであります。

次に、日程第11 議案第9号は、鞍手町職員の旅費に関する条例の一部を改正する条例であります。

本議案は、近年の宿泊料の高騰に鑑み、公務で出張する職員の宿泊料を改定することに伴い、鞍手町職員の旅費に関する条例の一部について所要の改正を行うものであります。

次に、日程第12 議案第10号は、道路法施行令の一部を改正する政令の施行に伴う関係条例の整理に関する条例であります。

本議案は、道路法施行令の一部を改正する政令が令和7年12月26日に公布されたことに伴い、「鞍手町道路占用料条例」「鞍手町行政財産使用料条例」「鞍手町都市公園条例」について所要の改正を行うものであります。

主な改正内容は、令和6年度に行われた固定資産税評価額の評価替えや地価に対する賃料の水準の変動等を踏まえ、道路法施行令別表に定める占用料の額が見直されたことから、当該占用料を準用している規定等に関し整理を行うものであります。なお、施行年月日は、令和8年4月1日となっております。

次に、日程第13 議案第11号は、鞍手町国民健康保険税条例の一部を改正する条例であります。

本議案は、国民健康保険法施行令及び国民健康保険の国庫負担金等の算定に関する政令の一部を改正する政令の公布に伴う、課税限度額及び保険税軽減判定所得の基準額の見直し及び令和8年度より新たに課税となる子ども・子育て支援納付金課税額に関し、鞍手町国民健康保険税条例の一部について所要の改正を行うものであります。

次に、日程第14 議案第12号は、鞍手町隣保館設置及び管理条例の一部を改正する条例であります。

本議案は、隣保事業を実施する施設として、さらなる事業を推進し、適切かつ円滑な運営を図るため、鞍手町隣保館設置及び管理条例の一部について改正する必要があるため、鞍手町隣保館設置及び管理条例の一部について所要の改正を行うものであります。

次に、日程第15 議案第13号は、鞍手町乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例であります。

本議案は、令和8年度から実施する乳児等通園支援事業について、乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準の一部が改正されたことに伴い、鞍手町乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部について改正する必要が生じたため、所要の改正を行うものであります。

次に、日程第16 議案第14号は、鞍手町火入れに関する条例の一部を改正する条例であります。

本議案は、近年多発する林野火災の発生を受け、消防防災対策の見直しに伴い、鞍手町火入れに関する条例の一部について所要の改正を行うものであります。

以上が、日程第9 議案第7号から日程第16 議案第14号までの提案説明であります。

ご審議の上、ご協賛のほどよろしくお願いいたします。

#### ○的野信之議長

本案に対する質疑は後日行います。

次に、日程第17 議案第15号を議題とします。提案理由の説明を求めます。町長。

#### ○岡崎邦博町長

日程第17 議案第15号につきまして、提案説明を申し上げます。

日程第17 議案第15号は、地方自治法第179条第1項の規定に基づき専決処分しました、専決第2号 令和7年度鞍手町一般会計補正予算第6号の承認であります。

本補正予算は、衆議院の解散に伴う総選挙及び最高裁判所裁判官国民審査が1月27日公示、2月8日投票の日程で行なわれることとなり、公示日及び投開票期日までが短期間の選挙となるため、総選挙の執行に遺漏なく万全を期すようにとの通知があったことから、その関係経費について専決処分を行なったものであります。

補正の内容としましては、歳出では、2款1項7目 基幹システム管理費について24万2千円を追加しております。また、2款4項4目 正規職員人件費について75万円を追加しております。

さらに、衆議院議員総選挙及び最高裁判所裁判官国民審査費について75万4千2百円を追加しております。

歳入では、16款 県支出金 衆議院議員総選挙費委託金で85万3千4百円を追加し、歳入歳出予算を調製しております。

これにより、歳入歳出それぞれ85万3千4百円を追加し、予算総額を歳入歳出それぞれ1億107万1千2百8千円として、令和8年1月23日付で専決処分しましたので、議会の承認を求めるものであります。

以上が、日程第17 議案第15号の提案説明であります。

ご審議の上、ご協賛のほどよろしくお願いいたします。

#### ○的野信之議長

本案に対する質疑は後日行います。

次に、日程第18 議案第16号から日程第22 議案第20号までの5件を一括して議題とします。提案理由の説明を求めます。町長。

#### ○岡崎邦博町長

日程第18 議案第16号から日程第22 議案第20号までの5件につきまして、一括して提案説明を申し上げます。

日程第18 議案第16号は、令和7年度鞍手町一般会計補正予算（第7号）であります。

本補正予算の主なものを申し上げますと、歳出では、クラウドファンディング型ふるさと納税について、寄附金の募集期間が終了し、ふるさと応援寄附金活用補助金の申請額から設定した寄附金6,000万円に対し、寄附を889万4千円受け、補助金を355万7千円交付する予定となったことから、2款 総務費、ふるさと納税推進費において、返礼品等に要する経費及びふるさと応援基金への積立金について減額するとともに、7款 商工費、中小企業振興事業費において、ふるさと応援寄附金活用補助金について減額、同じく商工費の観光振興費において、寄附をしていただいた寄附者に対する関係強化のためのシティプロモーションの業務委託料、それぞれについて減額をしております。

また、総務費の財政調整基金費においては、3,455万1千円を追加しております。

このうち、減債基金積立金は、国の補正予算で追加配分されることとなった普通交付税の一部は、後年度の臨時財政対策債の償還財源として積み立てるよう国から通知があったことから、当該基金への積立金を追加するものです。

また、職員退職手当基金積立金は、本補正予算において退職手当を減額いたしましたので、その減額した一部の額について、当該基金への積立金を追加するとともに、歳入においては当該基金からの繰入金の減額をしております。

次に3款 民生費では、国民健康保険基盤安定繰出金等において所要の補正をするほか、後期高齢者医療特別会計保険基盤安定繰出金において、繰出金の額が確定したことにより、838万7千円を減額し、また、介護保険広域連合負担金においても負担金の額が確定したことにより、1,821万1千円を減額しております。

同じく民生費の認定こども園費、広域保育所費及び児童手当費においては、児童数が見込みを下回ったことにより、補助金や委託料等の減額をしております。

次に、6款 農林水産業費では、平成20年5月に発覚した公金横領事件に係る損害賠償金について、24万円が元職員から弁済される見込みであるため、その全額を特別会計に繰り出すもので、かんがい施設維持管理運営費特別会計繰出金において、予算額との差額の12万円を追加しております。

同じく、農林水産業費の防災重点農業用ため池緊急整備事業費において、農業農村整備事業補助金の割当額が当初計画額を下回ったことから、事業計画を変更して事業を実施したことなどにより、3,464万9千円を減額しております。

次に、8款 土木費では、本町・今村線道路改良事業費において、下水道事業の進捗に合わせ、計画の道路延長を変更したことなどにより、2,344万6千円を減額しております。

次に、10款 教育費では、小学校統合事業費において、剣南小学校が仮設校舎に移転するための引越し業務に係る郵便運搬料で154万5千円を減額し、また、継続費の令和7年度の年割額変更に伴い、継続費に係る工事費で1億178万円を減額しております。

同じく教育費の中学校施設整備事業費において、体育館の空調設備の整備について、実施設計による施工方法等の精査などにより、設計監理委託料及び断熱改修に係る工事費で3,523万2千円を減額しております。

この中学校施設整備事業については、2月に断熱改修工事が完了し、令和8年度中に中学校体育館のアリーナ、令和9年度中に武道場及び卓球場に空調設備を整備する計画をしていますが、その空調設備の調達には時間を要する見込みであることが予想されることから、早期に空調の整備に着手していくため、新たに継続費の追加をしております。

また、教育費の幼稚園費及び認定こども園費においては、児童数が見込みを下回ったことにより、補助金を減額しております。

一方、歳入では11款 地方交付税において、令和7年度国の補正予算第1号において、地方交付税が増額されたため、すでに交付されていた普通交付税の再算定が行われたことにより、1億3,846万7千円を追加しております。

そのほかには、歳出予算の補正に関連して、15款 国庫支出金や16款 県支出金で所要の補正を行うほか、18款 寄附金で、法人1社から企業版ふるさと納税による寄附を受けたため、10万円を追加しております。

また、22款 町債では、歳出予算の補正に関連して、過疎対策事業債について所要の補正を行っております。

そして、これらの要因により財源に剰余が生じたので、財政調整基金繰入金を減額し、歳入歳出予算を調製しております。

その結果、歳入歳出それぞれ4億6,918万5千円を減額し、予算総額を歳入歳出それぞれ、106億794万3千円としております。

次に、日程第19 議案第17号は、令和7年度鞍手町国民健康保険事業特別会計補正予算（第4号）であります。

本補正予算の主なものを申し上げますと、歳入では療養給付費の減額に伴う県普通交付金の減額及び保険基盤安定繰入金の確定に伴う一般会計繰入金の減額等、歳出では保険給付費及び歳入歳出予算の調製により財政調整基金積立金を減額により、歳入歳出それぞれ1億2,738万9千円を減額し、予算総額を歳入歳出それぞれ19億4,575万8千円としております。

次に、日程第20 議案第18号は、令和7年度鞍手町後期高齢者医療特別会計補正予算（第3号）であります。

本補正予算の主なものを申し上げますと、歳入では後期高齢者医療保険料の増額及び保険基盤安定繰入金の減額等、歳出では、後期高齢者医療広域連合納付金の増額により、歳入歳出それぞれ587万5千円を増額し、予算総額を歳入歳出それぞれ3億7,858万4千円としております。

次に、日程第21 議案第19号は、令和7年度鞍手町住宅新築資金等特別会計補正予算（第2号）であります。

本補正予算は、住宅新築資金等に係る未収金一件に対して、福岡県住宅新築資金等償還推進助成事業費補助金の対象となったため、歳入歳出それぞれ411万1千円を増額し、予算総額を歳入歳出それぞれ855万5千円としております。

次に、日程第22 議案第20号は、令和7年度鞍手町かんがい施設維持管理運営費特別会計補正予算（第2号）であります。

本補正予算は、議案第16号 令和7年度鞍手町一般会計補正予算第7号の説明で述べましたよう

に、平成20年5月に発覚した公金横領事件に係る損害賠償金について、元職員からの弁済額が12万円から24万円に増額されたため補正するものであります。

歳出では積立金を、歳入では一般会計繰入金をそれぞれ12万円増額し、予算総額を歳入歳出それぞれ5,328万1千円としております。

以上が、日程第18 議案第16号から日程第22 議案第20号までの提案説明であります。ご審議の上、ご協賛のほどよろしくお願いいたします。

#### ○的野信之議長

本案に対する質疑は後日行います。

次に、日程第23、議案第21号を議題とします。提案理由の説明を求めます。町長。

#### ○岡崎邦博町長

日程第23 議案第21号につきまして提案説明を申し上げます。

日程第23 議案第21号は、令和8年度鞍手町一般会計予算であります。

はじめに、令和8年度鞍手町一般会計予算を提案するにあたり、予算編成に係る背景にふれながら方針を述べさせていただきます。

我が国の経済は、名目GDPが600兆円を超え、賃上げ率も2年連続で5%を上回るなど、「デフレ・コストカット型経済」から、その先にある新たな「成長型経済」に移行する段階まで来たとされております。

また、足元の景気は、緩やかに回復をしておりますが、潜在成長力は伸び悩み、賃金の伸びは物価上昇に追いつかず、食料品を中心とした物価上昇により、個人消費は力強さを欠いているとされております。

この現状に対し、まずは、生活の安全保障・物価高への対応、危機管理投資・成長投資による「強い経済」の実現、防衛力と外交力の強化を柱とする「強い経済を実現する総合経済対策」が策定されております。

こうした中、国の予算編成における基本方針では、「経済財政運営と改革の基本方針2025」等における重要政策課題に加え、「強い経済」の構築に向けた重要施策に対して必要な予算や税制上の措置等を確実に講じ、予算等を重点化しつつ、「経済・財政新生計画」に基づき、歳出と歳入の両面から改革を推進し、令和8年度予算編成は、令和7年度補正予算と一体として、経済と財政はいずれも国民のためのものであり、広く国民に恩恵が行き渡る予算編成を行うとされております。

これらの方針により編成された国の一般会計予算総額は、122兆3,092億円、前年度に比べ7兆1,114億円、率にして6.2%増となっており、今国会に提案されております。

また、令和8年度においては、物価高が続くとともに、社会保障関係費や人件費の増加等が見込まれる中、地方公共団体が様々な行政課題に対応しながらも、行政サービスを安定的に提供できるよう、交付団体を始め地方が安定的な財政運営を行うために必要となる一般財源総額について、経済・物価動向等を適切に反映するとして、この一般財源総額を対前年度比で2.5兆円の増額となる66.3兆円、地方交付税総額を対前年度比1.2兆円の増額となる20.2兆円を確保するとしております。

このような状況を踏まえ、本町におきましては、依然として厳しい財政状況ではありますが、行政サービスが安定的に提供できるよう必要性、妥当性、優先度、費用対効果などを多角的に検証すると

ともに、新たな視点や柔軟な発想により、経費の削減に努め、各世代にわたり社会保障の充実を図るなど選択と集中を行いながら予算を編成したところです。

それでは、鞍手町の一般会計予算の概要についてご説明いたします。

まず、令和8年度一般会計予算の総額は、歳入歳出それぞれ126億860万1千円であります。

前年度と比較して、23億8,624万3千円、率にして、23.3%の増額となっております。

その主な要因としましては、統合小学校の校舎等の建設工事に着手するため、小学校統合事業費において、前年度と比較して19億8,235万6千円を増額し、また、くらじふれあいアリーナの空調設備等の改修工事を実施するため、体育総合施設整備事業費において1億7,563万8千円を計上したことによるものです。

それでは、歳出から款ごとに主な予算を中心にご説明いたします。

1款 議会費です。

議会費全体では、前年度と比較して124万9千円減額となる9,210万1千円を計上しております。

次に 2款 総務費です。

総務費全体では、前年度と比較して2億3,190万2千円増額となる、20億1,169万4千円を計上しております。

主なものは、小牧地区開発推進事業費で、未利用町有地を含む小牧西牟田用地地区について、将来を見据えた土地の利活用や開発を推進していくため、令和7年度中に基本構想を策定予定であり、令和8年度は地盤調査業務等を含む基本計画の策定に係る経費として、4,390万9千円を計上しております。

次に、地域おこし協力隊活動費では、移住定住を推進するため、町の取組やおすすめスポット、地場産品の情報発信等に取り組む地域おこし協力隊1名分の関連予算として、560万円を計上しております。

次に、ふるさと納税推進費では、返礼品やふるさと応援基金への積立金などの関連予算として6億2,073万8千円を計上しております。

次に、基幹システム管理費では、電算システムの使用料などに係る経費として2億3,613万5千円を、デジタル活用支援事業費では、ガバメントクラウドの使用料などに係る経費として5,708万円を計上しております。

次に、新規事業として、新たな地域コミュニティである「地域運営組織」の形成に向け、住民ワークショップ等を開催し、気運を醸成することを目的として、地域づくり推進事業費で、709万7千円を計上しております。

次に、3款 民生費です。

民生費全体では、前年度と比較して6,531万1千円減額となる33億1,885万3千円を計上しております。

主なものは、後期高齢者医療事業費で3億9,449万9千円を、障害福祉サービス費で、7億1,135万9千円を、介護保険事業費で3億4,372万1千円を計上しています。

次に、隣保館施設整備事業費では、旧隣保館の解体工事やその跡地における公園整備等に要する関

連予算として、6, 980万2千円を計上しております。

次に、地域生活支援事業費において、手話の学習意欲と手話人口の拡大を図り、聴覚障がい者の社会参加等の促進を支援する手話通訳者を育成することを目的に手話検定の受験料を助成するため、手話検定試験助成金として、5万4千円を計上しております。

次に、介護任意事業費において、聴力の低下がみられる高齢者の生活支援や社会参加の促進を図ることを目的に、障がい者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく補装具費支給対象に該当しない低所得の難聴高齢者に対し、補聴器の購入に要する費用の一部を助成するため、高齢者補聴器購入費助成金として50万円を計上しております。

次に、多子世帯の経済的負担の大きさや、3人以上の子育て世帯が減少していることを踏まえ、令和7年度から第3子のこどもの保育料の無償化を実施いたしました。令和8年度からは第2子まで対象を広げて保育料を無償化するための費用を含む関連予算として、認定こども園費で2億9,625万4千円を、認可外保育等利用給付費で741万6千円を計上しております。

さらに、新規事業として、全てのこどもの育ちを応援し、こどもの良質な生育環境を整備するとともに、全ての子育て家庭に対して、保護者の多様な働き方やライフスタイルにかかわらない形での支援を強化するために創設された「こども誰でも通園制度」に要する予算として、乳児等通園支援事業費で、233万3千円を計上しております。

次に、4款 衛生費です。

衛生費全体では、前年度と比較して6,898万1千円増額となる11億2,200万3千円を計上しております。

主なものは、乳幼児や高齢者をはじめとして、住民の健康を感染症から守ることを目的とした法定予防接種費で、令和8年度から高齢者を対象に定期接種として導入予定の高用量インフルエンザワクチンの費用を含む関連予算として、5,447万8千円を計上しております。

次に、廃棄物処理施設管理運営費で、施設運営費の分担金や次期施設の建設等に係る分担金を含む宮若市外二町じん芥処理施設運営費負担金として、1億9,462万7千円を計上しております。

次に、6款 農林水産業費です。農林水産業費全体では、前年度と比較して476万5千円減額となる2億2,231万1千円を計上しております。

主なものは、新規就農者育成総合対策事業費で1,263万9千円を、多面的機能支払事業費で、3,212万2千円を、防災重点農業用ため池緊急整備事業費では、ため池ハザードマップ作成業務等を含む関連予算として2,731万円を計上しております。

次に、7款 商工費です。

商工費全体では、前年度と比較して1億3,218万7千円減額となる1億577万円を計上しております。

主なものは、鞍手町商工会が実施するプレミアム付地域振興券の発行に要する関連予算として、地域振興券発行支援事業費で、1,750万円を計上しております。

令和8年度のプレミアム付地域振興券の発行総額は、1億7千万円、プレミアム率は20%を予定しております。なお、県の補助要件に則り発行総額の40%分をキャッシュレス商品券にすることとしております。

次に、直方・鞍手工業用地造成事業費では、福岡県及び直方市と共同で工業用地を整備するための負担金として、5, 219万7千円を計上しております。

次に、8款 土木費です。

土木費全体では、前年度と比較して14万2千円増額となる6億7, 036万4千円を計上しております。主なものは、役場・猪倉線道路改良事業費で5, 691万2千円を、本町・今村線道路改良事業費で4, 503万9千円を計上しております。

次に、下水道事業費では、一般会計から下水道事業会計に対する補助金や出資金等として、2億9, 575万3千円を計上しています。

次に、新規事業として、土地利用や都市施設の整備、市街地開発事業の方針を定めるため、平成11年度に策定し平成27年度に改定した都市計画マスタープランについて、前回改定から10年が経過し、計画と現状に乖離が生じていることから、改訂するための関連予算として、都市計画マスタープラン策定費で、628万3千円を計上しております。

次に、9款 消防費です。

消防費全体では、前年度と比較して3, 102万7千円増額となる3億8, 095万8千円を計上しております。

主なものは、常備消防に係る負担金として直鞍広域消防事務組合負担金で、3億1, 835万7千円を計上しております。

次に、消防施設管理事業費で、消防ポンプ自動車1台分の更新経費等を含む関連予算として、3, 702万4千円を計上しております。

次に、10款 教育費です。

教育費全体では、前年度と比較して22億393万3千円増額となる36億4, 961万5千円を計上しております。

主なものは、統合小学校の建設工事費等を含む関連予算として、小学校統合事業費で、23億5, 894万3千円を計上しております。

次に、中学校施設整備事業費では、子どもたちの学習や生活の場であるとともに、災害時には避難所として活用される鞍手中学校の体育館について、避難所機能を強化し耐災性能の向上を図るため、空調設備の整備に要する費用として、1億6, 337万円を計上しております。

次に、国が子育て支援に取り組む自治体を支援する観点から、学校給食費の抜本的負担軽減を図るため、県を通じて給食費負担軽減交付金が交付されることとなったことから、小学校における学校給食費の減免措置を講じるため、学校給食減免措置費（小学校費）で、3, 649万4千円を計上しております。

また、国の物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金を財源とした事業として、物価高騰の影響を受けている子育て世帯の負担軽減を図るため、中学校における学校給食費の減免措置を講じるため、学校給食減免措置費（中学校費）で、2, 341万5千円を計上しております。

次に、新規事業として、くらじふれあいアリーナについて、利用者の安全性の向上や快適な利用環境の確保及び避難所機能の強化を図るため、空調設備の改修やアリーナ床の改修及び屋内照明のLED化改修に要する費用として、体育総合施設整備事業費で、1億7, 563万8千円を計上しており

ます。

次に、12款 公債費です。

公債費においては、前年度と比較して、5,377万円増額となる10億2,232万円を計上しております。

以上が歳出予算の概要であります。

一方、歳入につきましては、令和8年度においても依然と厳しい状況にあり、地方交付税をはじめ、国県支出金や町債などの依存財源に頼らなければならない財源構成となっております。

はじめに、1款 町税においては、前年度と比較して、

765万4千円増額となる19億104万2千円を計上しております。

主なものとして、個人町民税の現年課税分で1,923万2千円増額を、法人町民税の法人税割現年課税分で、609万5千円減額を見込んでおります。

次に、7款 地方消費税交付金においては、前年度と比較して4,900万円増額の4億2,800万円を計上しております。

次に、11款 地方交付税につきましては、国が示す地方財政計画に基づき見込んだ結果、前年度と比較して2億4,000万円増額となる33億円を計上しております。

次に、15款 国庫支出金では、前年度と比較して4億9,840万3千円増額となる17億5,316万円を計上しております。

次に、16款 県支出金では、前年度と比較して3,572万7千円減額となる8億633万4千円を計上しております。

次に、18款 寄附金においては、前年度と比較して1億円増額となる6億2千円を計上しております。

次に、19款 繰入金においては、ふるさと応援基金繰入金として、2億5,000万円を計上しております。

この繰入金につきましては、道路や公園、こども広場の維持管理の費用の一部として道路維持管理事業費、公園管理費及び公民館施設管理費に、第2子の保育料の無償化に係る費用の一部として民生費の認定こども園費及び認可外保育等利用給付費に、小学校統合事業における教育環境の維持・整備の費用の一部として小学校統合事業費に、企業誘致の受け皿となる直方・鞍手工業用地造成事業費の一部にそれぞれ充当しております。

次に、22款 町債においては、前年度と比較して13億1,010万円増額となる20億7,500万円を計上しております。

そしてこれらの歳入を充てても、なお不足する財源6億8,151万7千円を、19款 繰入金の財政調整基金繰入金に計上し、歳入歳出予算を調製しております。

以上が、日程第23 議案第21号の提案説明であります。

ご審議の上、ご協賛のほどよろしくお願いいたします。

## ○的野信之議長

本案に対する質疑は後日行います。

次に、日程第24 議案第22号から日程第31 議案第29号までの8件を一括して議題としま

す。提案理由の説明を求めます。町長。

#### ○岡崎邦博町長

日程第24 議案第22号から日程第31 議案第29号までの8件につきまして、一括して提案説明を申し上げます。

日程第24 議案第22号は、令和8年度鞍手町国民健康保険事業特別会計予算であります。

本予算は、歳出では一般被保険者に係る保険給付費、歳入では県支出金を主なものとして、予算総額を歳入歳出それぞれ 18億3,648万6千円としております。

次に、日程第25 議案第23号は、令和8年度鞍手町後期高齢者医療特別会計予算であります。

本予算は、歳出では後期高齢者医療広域連合納付金、歳入では後期高齢者医療保険料を主なものとして、予算総額を歳入歳出それぞれ 3億9,938万3千円としております。

次に、日程第26 議案第24号は、令和8年度鞍手町住宅新築資金等特別会計予算であります。

本予算は、住宅新築資金等の貸付金回収金を一般会計へ繰り出すものとして、予算総額を歳入歳出それぞれ 6万円としております。

次に、日程第27 議案第25号は、令和8年度鞍手町かんがい施設維持管理運営費特別会計予算であります。

本予算は、町内11ヶ所のかんがい揚排水機場の年間必要維持管理経費を主なものとして、予算総額を歳入歳出それぞれ 1億1,400万9千円としております。

次に、日程第28 議案第26号は、令和8年度鞍手町谷山池パイプライン水利施設維持管理運営費特別会計予算であります。

本予算は、谷山池斜樋操作場・谷山池パイプラインの施設について、年間必要維持管理経費を主なものとして、予算総額を歳入歳出それぞれ 1,548万3千円としております。

次に、日程第29 議案第27号は、令和8年度地方独立行政法人くらて病院貸付金等特別会計予算であります。

本予算は、病院事業債の貸付けや過疎対策事業債の負担金及び貸付金の償還金などを主なものとして、予算総額を歳入歳出それぞれ 6億4,287万5千円としております。

次に、日程第30 議案第28号は、令和8年度鞍手町水道事業会計予算であります。

本予算は、安全で安定した水道水の供給に係る事業費を主なものとして、予算第3条の収益的収入及び支出では、水道事業収益3億5,728万9千円に対し、水道事業費用4億1,398万6千円を計上しております。

次に、予算第4条の資本的収入及び支出では、資本的収入6,788万2千円に対し、資本的支出1億4,404万2千円で、差引7,616万円の不足となりますが、不足額につきましては、当年度までの損益勘定留保資金で補てんするものとしております。

次に、日程第31 議案第29号は、令和8年度鞍手町下水道事業会計予算であります。

本予算は、生活環境の向上及び公共用水域の改善に係る事業費を主なものとして、予算第3条の収益的収入及び支出では、下水道事業収益4億4,674万2千円に対し、下水道事業費用4億6,559万円を計上しております。

次に、予算第4条の資本的収入及び支出では、資本的収入6億238万6千円に対し、資本的支出

7億4,990万4千円で、差引1億4,751万8千円の不足となりますが、不足額につきましては、当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額2,390万1千円、過年度分損益勘定留保資金77万7千円、当年度分損益勘定留保資金1億1,481万3千円、繰越利益剰余金処分量802万7千円で補てんするものとしております。

以上が、日程第24 議案第22号から日程第31 議案第29号までの提案説明であります。  
ご審議の上、ご協賛のほどよろしく願います。

#### ○的野信之議長

本案に対する質疑は後日行います。

次に、日程第32 議案第30号を議題とします。提案理由の説明を求めます。町長。

#### ○岡崎邦博町長

日程第32 議案第30号につきまして、提案説明を申し上げます。

日程第32 議案第30号は、鞍手町立小学校統合整備事業設計・施工請負契約の変更（第1回）であります。

本議案は、鞍手町立小学校統合整備事業設計・施工請負契約を変更するため、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定により町議会の議決を求めるものであります。

主な変更要因としましては、地盤調査の結果、地盤改良杭の延長が必要になったこと、及び物価上昇を反映した実施設計が完了したことによるものであります。

なお、参考資料として変更概要等を添付しておりますので、ご参照ください。

以上が、日程第32 議案第30号の提案説明であります。

ご審議の上、ご協賛のほどよろしく願います。

#### ○的野信之議長

本案に対する質疑は後日行います。

次に、日程第33 議案第31号を議題とします。提案理由の説明を求めます。町長。

#### ○岡崎邦博町長

日程第33 議案第31号につきまして、提案説明を申し上げます。

日程第33 議案第31号は、鞍手町道路線の変更であります。

本議案は、鞍手インターチェンジに隣接する民間開発事業用地への出入口を「鞍手インター北」交差点に設けることを目的として、町道本町・立林線の終点を延伸することについて、道路法第10条第3項の規定に基づき、町議会の議決を求めるものであります。なお、変更区間の供用開始時期につきましては、進出企業の操業開始に合わせる予定です。

以上が、日程第33 議案第31号の提案説明であります。

ご審議の上、ご協賛のほどよろしく願います。

#### ○的野信之議長

本案に対する質疑は後日行います。

この際、休会についてお諮りします。明日5日から8日までの4日間を休会にしたいと思います。ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。よって明日5日から8日までの4日間を休会とすることに決定しました。

以上をもって本日の日程は全部終了しました。本日はこれをもって散会します。

—— 閉会 11時33分 ——

~~~~~○~~~~~